

令和3年度三島村高度無線環境整備推進事業 設計審査施工監理業務 仕様書

1 仕様書の位置付け

本仕様書は、「令和3年度三島村高度無線環境整備推進事業 設計審査施工監理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務は、本仕様書に従うほか、受注者が提出した企画提案書に基づき本村と協議し決定した内容に従い実施するものとする。

なお、本仕様書に明示されない事項について、当然行わなければならない事項は、受注者において充足するほか、疑義がある事項については、本村と受注者の協議により決定するものとする。

2 基本事項

(1) 業務名

令和3年度三島村高度無線環境整備推進事業 設計審査施工監理業務

(2) 対象地域

三島村地内及び鹿児島県枕崎地内

(3) 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日より令和5年3月31日までとする。

なお、補助事業の計画変更に伴い対象地域及び履行期間が変更となる場合がある。

3 業務内容

本村が別途選定する実施設計・施工事業者が行う設計・施工が適正に行われるよう、以下のとおり施工監理・審査等を行い、本村が行う施工監理、補助事業完了報告の業務支援を行うこと。

なお、本業務は既設の通信回線を新たにIRU事業者の回線敷設により更新するものであり、既設の通信回線の保持と新たな通信回線の敷設ルートについて十分に留意すること。また、IRU事業者の意向を踏まえるため、敷設方針について常に密接な情報共有を行うこと。特に本事業では、新設ルートは基本、地下埋設となるため、施工の留意点については十分に協議を行うこと。

現場管理は基本、現地にて管理を行うとともに、補助事業申請時に示された部材に沿うよう材料検査を実施すること。

更に、補助事業であることから国土交通省等の定める公共工事設計単価を大幅に逸脱する単価にならないよう費用面についても十分に留意すること。離島面を考慮した設計・施工が行えるよう審査・監理を行うこと。費用については、設計変更、施工時の変更を考慮し、単価設定および数量の推移を把握すること。

①設計審査

- ・設計思想確認（施工監理業務を含む）
- ・数量審査(必要に応じて書類作成)
- ・単価審査(必要に応じて書類作成)
- ・労務審査(必要に応じて書類作成)
- ・積算審査(必要に応じて実施)

①施工監理

- ・現場管理
- ・安全管理
- ・各種検査
- ・各種会議等運営（設計審査業務を含む）
- ・関係機関協議（設計審査業務を含む）

4 実施体制及び作業方針

(1) 実施体制

受託者は、本業務を統括し、本村との窓口となる責任者を配置し、本業務の遂行に必要な体制を確保すること。

(2) 提出書類

本村が指定する期日までに、業務実施体制及び業務全体のスケジュール等を記載した書類を作成し、提出すること。

(3) 作業方針

本業務の実施にあたり、受託者は定期的開催される工程会議において実施設計・施工の進捗状況の監理を行うこと。

本業務の実施過程において作成した情報は全て適切に管理し、本村の求めに応じて、速やかに提示すること。

その他必要事項については、協議の上、指示を受けること。

(4) 完了報告書

本業務の完了報告書の種類・部数、提出期限は次のとおりとする。

○完了報告書：1部（A4キングファイル）

○提出期限：事業完了時

5 知的財産権等

本業務で作成した成果物の著作権は、本業務の検査が完了したときに、受託者から本村に移転するものとするが、成果物に関し、受託者が本業務開始以前から保有していたか、又は本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は受託者に留保され、その使用权のみ本村に許諾するものとする。

6 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負させることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ本村が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本業務のプロポーザル参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、あらかじめ書面による承認を得なければならない。ただし、簡易な業務(資料の収集・整理、印刷・製本、原稿・データの入力および集計)を第三者に委任し、又は請負せるときはこの限りでない。

7 その他留意事項

委託契約を締結し、本業務を実施するにあたっては、以下の点を遵守すること。その他の条件については、委託契約書を参照すること。

(1) 法律の遵守

- ア 受託者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図および目的を十分に理解した上で本村の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。
- イ 受託者は、常に中立性を保持すること。
- ウ 受託者は、業務の実施にあたり関連する法律等を遵守すること。

(2) 機密情報および個人情報の保護

- ア 受託者は業務の実施にあたり、業務上知り得た情報の守秘義務を負うとともに、漏洩等を防ぐための必要な措置を講じること。また、本村の指示があった場合には本村の指示に従うこと。

(3) 損害賠償

- ア 受託者の責めに帰すべき事由により、本村及び第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(4) その他留意事項

- ア 本村が提供した資料は、本業務以外に使用できないものとする。
- イ その他、契約関係書類に定めのない事項または疑義を生じた事項については、本村と受託者による協議にて定めるものとする。